

様式第12 (第9条の2関係)

[略]

〔備考〕

1・2 [略]

3 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考2及び3並びに様式第10の備考1、5及び6と同様とする。この場合において、様式第10の備考5中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

様式第14 (第11条関係)

[略]

〔備考〕

1～7 [略]

8 あて先は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。

9 [略]

様式第17 (第11条の5関係)

[略]

〔備考〕

1・2 [略]

3 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで並びに様式第10の備考6と同様とする。

様式第23 (第14条及び第27条の11関係)

[略]

〔備考〕

1 [略]

2 その他は、様式第3の備考1から3まで、6から11まで及び13から16まで並びに様式第14の備考8と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「返還の申出」と読み替えるものとする。

様式第57 (第39条関係)

判 定 請 求 書

(令和 年 月 日)

特許
印紙

(円)

特許庁長官

殿

様式第12 (第9条の2関係)

[略]

〔備考〕

1・2 [略]

3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考2及び3並びに様式第10の備考1、5及び6と同様とする。この場合において、様式第10の備考5中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

様式第14 (第11条関係)

[略]

〔備考〕

1～7 [略]

〔新設〕

8 [略]

様式第17 (第11条の5関係)

[略]

〔備考〕

1・2 [略]

3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで並びに様式第10の備考6と同様とする。

様式第23 (第14条及び第27条の11関係)

[略]

〔備考〕

1 [略]

2 様式第3の備考1から3まで、6から11まで、13から16までと同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「返還の申出」と読み替えるものとする。

様式第57 (第39条関係)

判 定 請 求 書

(令和 年 月 日)

特許
印紙

(円)

特許庁長官

殿